

△年○月○日

岐阜市家具固定器具取付事業利用申請書

(あて先) 岐阜市長

(申請者) フリガナ 氏名 ギフ タロウ 岐阜 太郎 電話番号 058-265-4141

私は、次の者を代理人に選任し、本事業の申請についての権限を委任します(代理人に委任する場合のみ記入)。

住所	〒 <u>500-8701</u> <u>岐阜市今沢町18番</u>
フリガナ氏名	<u>ギフ はなこ 岐阜 花子</u> 申請者との関係(<u>長女</u>)
電話番号	<u>058-267-4763</u>

岐阜市家具固定器具取付事業の利用を下記のとおり申請します。

また、家具の固定器具（以下「固定器具」という。）の取付けに当たり、以下の事項について同意します。

(同意事項)

- 岐阜市家具固定器具取付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項関係
本事業の対象者であることを確認するため、住民基本台帳に記載された世帯の情報及び住所、要介護状態に関する情報、身体障害者手帳に関する情報その他この事業の利用の決定に必要な範囲内で市が保有する申請者に関する**個人情報**を閲覧すること。
- 要綱第4条第2項関係
- 自己の所有でない家屋に居住する場合において、当該家屋の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から**固定器具の設置について承諾を得ている**こと。
※裏面の同意書に家屋の所有者等による記名押印が必要です。
 - 世帯を含め、岐阜市家具固定器具取付**事業により固定器具を取り付けたことがない**こと。
- 要綱第5条関係
- 固定器具を取り付けた家具及び家屋について、市及び設置業務の受託者（以下「受託者」という。）に対して損害の**賠償を請求しない**こと。
 - 固定器具の取付作業の終了後に、市及び受託者に対して家具の移動又は**固定器具の取外しを請求しない**こと。
 - 災害発生時に固定器具を取り付けた家具の転倒事故等が発生した場合でも、市及び受託者に対して**損害の賠償、補償等を請求しない**こと。

設置場所	〒 <u>500-8812</u> <u>岐阜市 美江寺町2丁目9</u>
申請者のフリガナ氏名	<u>ギフ タロウ 岐阜 太郎</u> 対象者の生年月日 △年○月○日生 (<u>○×</u> 歳)
対象要件	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者（65歳以上）のみの世帯 <input type="checkbox"/> 要介護認定者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている者（7級を除く。） <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
家具の種類及び数量	固定器具の取り付けることができるのは、「寝室」にある家具2点までです。 <input checked="" type="checkbox"/> タンス（ <u>1</u> 点） <input checked="" type="checkbox"/> 本棚（ <u>1</u> 点） <input type="checkbox"/> その他（ ） 点
家屋の権利関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input checked="" type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※持家以外の場合は、裏面の同意書に家屋の所有者等による記名押印が必要です。
建物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造 <input type="checkbox"/> その他（ ）

持家以外にお住いの方

△年○月○日

家具固定器具の取付けに係る同意書

(あて先) 岐 阜 市 長

(家屋所有者・管理者)

住 所 岐阜市神田町1丁目11番

フリガナ ギ フ フドウサン カブシキガイシャ
氏 名 岐阜不動産株式会社

家具の固定器具（以下「固定器具」という。）の取付けに当たり、以下の事項について同意します。

記

1. 固定器具を取り付ける家屋及び家具に釘及びネジを使用することができること。
2. 固定器具を取り付けた家具及び家屋について、市及び固定器具の設置業務の受託者（以下「受託者」という。）に対して損害の賠償を請求しないこと。
3. 固定器具の取付作業の終了後に、市及び受託者に対して家具の移動又は固定器具の取外しを請求しないこと。
4. 災害発生時等に固定器具を取り付けた家具の転倒事故等が発生して利用者に被害又は損害が生じた場合でも、市及び受託者に対して損害の賠償、補償等を請求しないこと。

※ 注意

1. 原則として家屋の所有者が記名及び押印をしてください。
2. 家屋の所有者が記名及び押印をできない場合において、家屋の管理者が記名及び押印をするときは、上記事項に同意する権限があるときに限り、記名及び押印をしてください。